

平成 20 年

総務教育常任委員会会議録

平成 20 年 8 月 29 日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しか
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成20年

総務教育常任委員会

平成20年8月29日（金曜日）

◎調査事件

(1) 滞納税の収納対策について

◎案件

(1) 意見書について

① 2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書の提出について

◎出席委員（5名）

委員長	平野隆雄	副委員長	滝川明子
委員	佐藤卓也	委員	加藤雅行
委員	溝部幸基		

◎欠席委員（1名）

委員 藤山 大

◎出席説明員

町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
財務課長	花田 春夫	財務課税務グループ総括主査	澤田 勝男
財務課税務グループ主査	太田 徳浩	財務課税務グループ主事	中村 昌浩

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	石堂 一志	議会グループ総括主査	坂口 稔
--------	-------	------------	------

(開会 午前10時00分)

○**委員長(平野隆雄)** おはようございます。

藤山議員が仕事の都合で欠席されております。

ただいまから、総務教育常任委員会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の調査事件は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

案件の調査に入る前に、申し出により村田町長のあいさつを行います。

村田町長。

○**町長(村田駿)** おはようございます。

委員の皆様には、早朝からの委員会のご出席、誠にご苦労様でございます。

本日の調査事件でございます滞納税の収納対策についてでございますが、ご案内のとおり町税における収納率につきましては、現年度課税分のここ数年の傾向では、国民健康保険税を含めて95パーセント台をキープしておりますが、滞納繰越分では若干減少傾向にございます

私としましては、現状における厳しい財政状況を考えますと、貴重な自主財源であります町税の収納率アップは、緊急の課題であると認識いたしているところでもございます。

また、3月の議会では、滞納整理に関する一般質問もあったところでもございます。もちろん担当課では、日常での文書催告や再三にわたる訪問徴収をはじめ、随時、電話催告や納税相談を行ってございます。

また、課内の職員が交代で時差出勤をしながら、夜間に集中して訪問徴収を行っており、さらに悪質と思われる滞納者には、勤務先の事業所への給与照会や預貯金等の調査も随時行うなど、場合によっては滞納処分を執行するなどして、一定の成果を出している現状でございます。

特に、平成16年度に設立されました渡島・檜山地方税滞納整理機構における事務委託によって、これまで2,029万8,000円ほどの効果をあげており、引き続き、委託を行いながら滞納額の

圧縮に努めてまいりたいと考えてございます。

あらためて申し上げるまでもなく、国内の経済不況による公共事業等の縮小や、昨今の異常とも言える燃油等の高騰、また、出稼者を多く抱える当町の現状を考えますと、収納率の向上には大変厳しいものがありますが、今後とも職員一丸となって対処してまいる所存でございます。

とりわけ、本年5月からは、一般質問のなかでもご答弁申し上げましたとおり職員全員に徴税吏員の発令をし、全職員体制のなかで対応している現状でございます。私ども行政側としても随時、いろいろな手法を加えながら収納率の向上に努めてまいりますが、どうぞ委員の皆様におかれましても、今後ともご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、話は全く変わりますけれども、これまでも議会の皆様方にはお話しさせていただいております、青函トンネルに係る償却資産の関係でございますが、昨年の9月に地方交付税に対する意見として、償却資産の課税標準の特例による減少分を基準財政収入額から控除されたい旨の意見書を知内町、木古内町と連盟で提出しておりますが、このたび、総務省から回答があり、地方税法の規定による非課税措置の減少額については、一律基準財政収入額には算定しないこととしているとの理由により、採用しないこととしたとの回答がございましたので、あらためてご報告申し上げます。

この件については、今後ともあらゆる場面を活用しながら、関係機関等に根気よく要請してまいる所存でございますので、今後ともあらためて、ご支援、ご理解をいただければと思っております。

本日の調査内容については、のちほど担当者から詳しく資料に基づき説明させていただきますので、ご審議方よろしくお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。どうぞひとつよろしくお願いたします。

○**委員長(平野隆雄)** 村田町長のあいさつが終わりました。

これより調査事件1に入りますが、あらかじめ

調査内容について、ご説明いたします。

当町の財政は、長引く景気の低迷により町税収入の落ち込みや国の三位一体改革の影響による地方交付税の削減などにより、依然として極めて厳しい状況にあります。

このような中で、貴重な自主財源である町税の落ち込みもさることながら、滞納税の収納対策が大きな課題となっております。

本日は、近年の町税の収納状況、滞納の状況、さらにその収納対策などの資料が税目別に示されておりますので、調査し、所管事務の一端にいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、調査の方法について説明をいたします。

まず、最初に、説明員から資料の説明をいただき、その後、現状の把握を主体とした質疑を行います。

次に、説明員は退席をいただき、調査事件の問題点やその対応策などを委員間で意見交換(討議)をしていただきます。

その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することとなります。

以上、調査の方法を説明しましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**委員長(平野隆雄)** ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、調査事件1、滞納税の収納対策についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

花田財務課長。

○**財務課長(花田春夫)** おはようございます。

それでは、資料に基づき補足を加えながら説明をさせていただきますと思います。

1 ページをお願いします。

調査事件1、滞納税の収納対策について。

1. 収納状況についてでございます。

さきほど町長からも概略の状況については、説明があり、重複する部分がありますけれども、ご了承いただきたいと思います。

下の欄に、17年度から19年度までの3年間の収納状況を表にしています。この表からしますと、各年度における現年課税分の収納率については95パーセント台。計の欄を見ていただきたいと思いますと思いますが、17年度では95.11パーセント、滞納分では13.54パーセント。18年度におきましては、現年度分が95.46パーセント、滞納分が12.68パーセントでございます。さらに19年度におきましては、現年度分が95.02パーセント、滞納分がちょっと落ちていますが、9.46パーセントになってございます。

減少の理由としましては、景気の動向など、いくつかの原因がございますけれども、特に滞納分について増加させない手法といたしまして、現年度分に趣きを置いて徴収をしているというのが大きく滞納分が落ちている部分と分析してございます。表については、のちほどご参照していただきたいと思います。

次に、2. 滞納状況でございます。

これも過去3年間、17年度から19年度までの税目別の滞納金額、累計額を表にさせていただきます。これは、またのちほど説明させていただきますと思います。

税目別の滞納累計額では、個人町民税で2,736万8,000円、法人町民税で1,279,000円、固定資産税で5,621万7,000円、軽自動車税で36万7,000円ということで、いわゆる普通税と言われます一般会計分では、合計で8,401万1,000円という状況でございます。

さらに、国民健康保険税についても、8,401万1,000円が現在のところ未収となっておりますので、これを加えますと、総額で1億6,951万3,000円が現在の決算における滞納額でございます。

滞納の原因としましては、それぞれ滞納者個々に様々ありますが、大きな要因としましては、全国的な景気の低迷や昨今のイカ漁などの漁業不振、さらには公共事業の縮減などにより、賃金の低下や雇用の場が減少されている傾向にございます。出稼ぎ者を多く抱えている当町におきましては、

それが顕著に表れているのかなと捉えています。

とりわけ、昨年来からの異常とも言える燃油の高騰によって、あらゆる分野の業種に大きな影響を与えているのも、この厳しくしている原因かなと捉えてございます。

なお、日常における納税相談等から分析した滞納要因についても次表に示しておりますので、説明させていただきます。

まず、2ページをお願いします。

上段の表については、滞納繰越の状況でございます。これは、延人数、円単位で表示しています。

17年度から19年度まで、とりわけ19年度の分について、ご説明いたします。それぞれ決算時期が違いますので、19年度の分については、18年度以前までの滞納分、さらには19年度現年分の滞納状況ということで表示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

町民税の未収額で2,763万8,658円、延人数でいいますと414人が滞納しているという状況にあります。それと、同じく法人の部分ですが、17人で127万9,000円が滞納となっております。

次の固定資産税におきましては、514人で5,621万7,465円、軽自動車は61人で36万7,400円、それと国民健康保険税については、額も人数も大きいのですが、572人で8,401万1,309円、合計しますと延人数で1,578人、総額で1億6,951万3,832円が決算時期における滞納の状況でございます。

次に、滞納事由別分類表でございます。

5月31日現在の状況でございます。実件数になっております。なお、金額で上の表と違う部分は、ご存じのように滞納分につきましては3月決算、現年度分につきましては5月決算ということから、その辺は差が出てくることもあろうかと思っておりますがご了承いただきたいと思います。

事由として、1の生活困窮から10のその他の分類ということで掲げてございます。昨今の景気の状態、社会的な要因といえますか、全国的にそうなのでしょうけれども、支払うという部分の意

識の欠落が多く見られる。それと、いわゆるサラ金だとかローンの部分の対応が大きく税の収入にも影響しているというのが分析から読み取れると思います。

なお、10のその他ですが、どういったことかといいますと、ほとんどの方が納めていただいているのですが、年度途中で遡及して課税される方もございます。それと、場合によってはこちらのほうで掌握しないうちに転出してしまっているということでの件数もこの中に入っています。その部分については、ほとんど連絡が取れまして、10のその他の部分については、納入率が高い状況になってございます。

次に、3の収納対策でございます。

同じようなことが書いてありますけれども、現在の町の厳しい財政状況を考えますと、収納対策は町長のあいさつにもありましており、緊急の課題と捉えてあります。また、真面目に納めている方の公平性からも収納対策の強化は不可欠と考えてございます。今後さらにいろいろな手法を加えながら、滞納額の圧縮に努めてまいります。

特に、本年度からは外部の施設職員を含めて、全職員に徴税吏員の発令をし、各課を6グループに分け、それぞれ課長が責任を持って、輪番で体制を組みながら徴収に歩くということで進めています。今年は、5月から決算時期に訪問しましたし、8月19日から今月いっぱい強化月間ということで、土日を含めてそれぞれが対応しているということです。如何せん、金額については大きく期待するほどの額はあがっておりませんが、面談することによって、あとから電話等の内容を見ますと効果が浸透し、上がっていくのかなと思っています。

次の3ページ、(1)口座振替の加入促進についてでございます。

対策の1つとして、税は自主納税が基本でございますけれども、納めやすいような形をつくることも我々の使命と思っております。

利便性の向上や納付内納付の確保、自主納付の推進を図るため口座振替の加入促進を図っております。

ます。とりわけ、本年度につきましては、新しい試みといいますか、各税ごとに納付書を発布するときに口座振替の依頼書を同封しまして、加入の促進を図って、一定程度の効果が上がっていると分析してございます。

口座振替の件数ですが、17年度以前は1,062件、17年度118件、18年度101件、19年度87件、今年の試みとして104件、年々口座振替の方が増えています。合計で、7月31日現在ですが、1,472名の方が口座振替を利用して納付をしてございます。

次に、(2)訪問徴収についてでございます。

これも随時行っていますが、毎月5日の間隔で強化し、うちの職員が交替で夜間に訪問徴収しております。場合によっては、税以外の住宅料だとか介護保険料など、そちらの職員と集中して訪問徴収してございます。

次の表に、収納別の内訳を書いております。自主納付されている年度ごとのパーセンテージ、金額を表示してございますので、参考にしていただきたいと思っております。とりわけ、口座振替については、19年度でいきますと低いのですが全体の21パーセント弱の方が口座振替ということですから、まだまだ積極的に展開していく必要があると考えています。これについては、広報や税務広報等で口座振替を推奨していきたいと思っております。

次の訪問徴収の部分では、端数も付いていますが、19年度分は総額で1,270万1,000円が効果として、1.4パーセントとして低い割合ですけれども、これも集中して悪質滞納者といいますか、予備軍といいますか、そういった方を集中して訪問徴収しております。

以下、特別徴収、整理機構の金額を明示しておりますので、のちほどご参照していただきたいと思っております。

次に、4ページ(3)町税等収納対策推進本部による徴収についてでございます。

全職員体制の中でやっていこうと、町長の主旨とすれば職員全員が今の財政状況を認識しながら、

滞納税がこのくらいあるという思いを強くしてもらおうという意味からも効果としてあるのかなと考えてございます。これも引き続き、日常の業務もしながら、さらに夜の徴収もありますけれども、その辺は職員の協力をいただきながら推進していただきたいと考えてございます。

これまでは、5月と12月に集中しておりましたけれども、今年はお盆の時期もということで、さきほど申し上げましたように、19日から今日まで土日を挟んでおりますが、土日も3名ないし4名体制で6グループに分けてやってございます。それで、3年間の徴収実績を表にしておりますけれども、19年度で35世帯51人、金額も書いてございます。

とりわけ、今年8月については100世帯位に増やしまして、いわゆる滞納予備軍と言われる方々を集中して訪問徴収してございます。悪質と思われる方については、それぞれ個々に事由がございまして、私ども税務グループで対応します。予備軍をこういう形でやっていただくと、私どももそちらのほうに力が入るということで、そういった効果も出てきますので、今後も引き続きやっていきたいと思っております。

それから、(4)納税相談、納税誓約書の徴収についてでございます。

自主納税が基本でございますけれども、場合によっては納税誓約をしていただいて、履行してもらおう。現在46人の方と誓約しています。なかには大変生ぬるいというふうにお叱りを受けるかもしれませんが、制約のなかでは2年ないし3年かかるといったパターンの事例もございまして、そういった事情も入れないと、一度誓約して履行できないと、傾向として次に結び付かない。納税者と相談して、無理のないというと語弊がありますが、そういった形で誓約させ、納税に努めているといったことですので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

それと、ここには書いておりませんが、19年度の税源移譲で町道民税が相当、納税負担税といいますか、税とすると所得税と町民税をあ

わせるとゼロに近いものがあるのですが、町民税のほうが増えたということで、昨年度から分納を希望される方が多くございます。今年も納付書を発送するときに、分納もどうですかということで、ご相談くださいと文書を入れてやったところ、現在116名の方が分納しています。その分納額を合計しますと、2,370万円ほどになります。

これについては、100パーセント納入しているという状況にはございませんが、落ちこぼれがどうしてもありますので、それについては督促しながら納税するように進めています。

それと同じく書いておりませんが、手法として漁業組合の水揚げ天引きからも納税者と相談しながら、当然漁組の理解を得た中でやっておりまして、これも16件の方で約700万円が水揚げから天引きを履行していただいています。昆布漁の方が多いわけです。盛漁期が終わってから天引きしているということです。

次に、(5) 所得税還付金の差し押さえと滞納処分についてでございます。

特に、所得税の申告を受け付けた時点で即差し押さえをするという行為をしています。本人の有無を言わず、私どもで差し押さえしています。これは税務署との連携が必要ですが、従来から実施しています。

これは、19年度で138人の方を差し押さえしています。金額は、563万8,615円で465万297円を税に充当しています。私どもとすれば簡略にできる手法の1つということで、今後もやっていきたいと思っています。横には、税の充当内訳が書いてありますので、のちほどご参照願いたいと思います。

次に、(6) 渡島・檜山地方税滞納整理機構への徴収委託についてでございます。

最初は、渡島だけでしたけれども昨年からは檜山も入っています。独立した団体をつくって、それに委託をし、徴収しています。納税意識の希薄な滞納者、納税相談に応じない等の悪質滞納者については、催告書を段階的に送付してから、通知文書に応じない場合に委託しております。いろいろ

納税相談等を再三行い、どうしても応じない12件に絞って送り込んでいます。これまでも2,029万8,434円という成果が出ています。

ただ一方では、委託の負担金も伴います。横に累計で941万35円が現在まで収納委託した部分でかかっている経費でございます。単純に比較しますと、1,100万円弱という効果といえますか、そういう形になろうかと思えます。20年度についても12件、3,033万9,000円を委託しています。昨日も滞納整理機構から連絡がありまして、大きい金額で180万円ほど押さえたということで連絡をいただいています。今年の負担金が160万4,000円ですので、現在のところ、その部分をあわせると220万円位が今年分として納入されていますので、何とか負担金は上回るということは考えています。相乗効果という議論はあるかと思いますが、今後も続けていきたいと思っています。

次に、(7) その他の対策ということで書かせていただきました。

① 給与・預金・財産調査について。

これは、当然、滞納処分を前提とした調査でございます。19年度の実績で、54事業所に照会をしました。これが差し押さえをする効果としていちばんあると思います。ということは、事業所から本人に必ず言われるらしいのです。それで、本人も事業所に使われているわけですから、その辺に気まづきがあつて、納税に来ていただけるという効果があります。

なかには、先日もこういった例がありまして、事業所が責任を持って本人から天引きをして納めていただくといった事業所もございます。事業所によっては、若干差はありますけれども、そういった事業所もあるということからすると、今後も積極的にそういった方々はしていかならないと思っています。

それと、預貯金も25件ほどしています。そのなかの事例見ますと、やはり滞納者はほとんど預金がないのです。端数位しかありません。預貯金はちょっと無理という思いはしてございます。

それで、後段に書いてございますけれども、生命保険を今後は積極的にやっていきたい。さきほど滞納整理機構のお話しもしましたけれども、やはり金額がいちばんあがるのが生命保険のようです。うちのほうでも準備はしており、滞納者の生命保険の調査もしておりますが、積極的に手がけていかなければ滞納税の圧縮にはならないと思っています。

それから、②短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付について。短期被保険者証の交付は32世帯、被保険者資格証明書の交付は7世帯となっています。これには、いろいろご意見もあるかと承知しておりますけれども、ここまでいくには、さきほどから申し上げているとおり納税相談等をしてございます。それでも、なおかつ応じない方、健康を守るという意味から、その辺はどうだろうという議論もあるかと思いますが、そういう形でやらせていただいています。

先日も札幌市が新聞に出ていましたけれども、交付しているなかの15パーセントは資格証明なり、短期証明を出している。どこの町村もそういった事例が段々多くなってきていることはあると捉えています。なるべくは出したくないというのが私どもの思いですけれども、止むを得ない措置ということで今現在しているということでご理解願いたいと思います。

③電話催告と催告書の発行については、頻繁に行っております。1年貯めておくとポストがいっぱいになると思う位しつこく行っております。納期を過ぎで、20日過ぎると督促状を1回発送します。督促状を発送しないと滞納処分は始まらないということになります。そのほかに年6回、19年度はいろいろ文書を変えながら、手法を変えながら、紙の色を変えながら催告しています。これからもそのようにやっていこうと思っております。

それから、④納付啓発について。防災無線を聞いた方もいるかと思いますが、以前やっていたうるさいということもあって、一時中断していた時期もあったのですが、うるさくても仕方がないと

言えば変ですが、しつこくやらなければ納税意識の高揚にならないと思いますので、7月から毎月1回納税の納期のお知らせと納入について、お知らせしています。これも今後とも続けていきたい。

さらに町広報は毎月納期の表示、あるいは口座振替の奨励を出していますし、去年はたまたま税源移譲等があり回数が多かったのですけれども、年4回から5回は税務広報等で納付啓発を行っています。

その他として、今後考えられるのは、⑤インターネット公売を研究してございます。とりわけ、滞納整理機構でも今年から立ち上げまして、その辺は一般質問のなかで町長から説明をしておりますが、滞納整理機構の状況を見ながら私どもも積極的に関わっていききたいということで研究し、できれば早い時期に導入したいと思っております。

その他として、考えられるのはクレジット納付・コンビニ収納というものもございますけれども、例えばコンビニ収納ですと初期導入で3,000万円ほどお金がかかり、次年度以降も運営費がかかるかと聞いておりますので、その辺は今後の検討課題として研究させていただければなと思います。

それから、最後に書いてありますスタンプ券での収納があります。これもスタンプ組合から正式ではありませんけれども、内々に取り組んではどうだというお話しもありました。道内でいろいろやっているところもあります。資料も集めていましたけれども、スタンプの場合は、即窓口でスタンプを持ってきて現金化できるという話しではないです。道北のほうの状況を見ると1年間かけて8件位あったという話を聞いています。

効果としましては、手間が多くかかって効果としてはないという思いはありますけれども、いずれにしても納付のチャンネルだけは多く持ったほうが良いと思います。費用対効果の部分を考えて、それについても今後検討できればと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、簡単ですがご説明を終わります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平野隆雄） 内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

佐藤委員。

○委員（佐藤卓也） 3ページ、4ページで役場職員の方が訪問徴収をしているということで、大変ご苦労と思っています。ただ、私が最近思うのはあまりにも職員がかわいそうで、ここまでやる必要があるのかなと思っています。それと、滞納者も現金で払わないとならないので、そういった催促をされると滞納者のほうも厳しいと思います。

それで、私が思うのは、何度も何度も行くのではなくて、国税徴収法の142条にありましたように搜索一発で行って、家のなかに立ち入って現物を持ってきたほうがいいのではないかと思います。現物であれば現金ではないので、滞納者もそんなに負担がかからないと思います。

そういった搜索、差し押さえ、インターネット公売といった流れでもあります。先日見たフロンティアの66号にも、そういった成功例とか、釧路のほうでやっている事例もありましたので、搜索をやられているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。それとまた、搜索をやられるのかどうか、聞きたいと思います。

それと、2ページに固定資産税があります。以前から気になっていたのですが、ニュータウンの滞納の部分、確か年間140万円ほどあると思うのですが、トータルで600万円強あり、今塩漬け状態になっているのですが、今後役場としてどのようにするつもりなのか。ただ黙っていてもプラスにはならないと思うのですが、もし町が安く購入できるのであれば、そういった対策をしたほうがいいのではないかと思います。そういった検討を考えていただきたいのですが、その辺もお聞きしたいと思います。

最後に5ページですが、滞納整理機構に委託負担金が940万円もかかっています。これも自分達でやれば、940万円かからないわけです。さきほども言ったとおり、差し押さえとか、搜索とか、インターネット公売を利用してこの940万円を削減できるのではと思っていますが、ご答弁

をお願いいたします。

○委員長（平野隆雄） 花田財務課長。

○財務課長（花田春夫） まず、1点目の滞納処分の話ですけれども、現物を押さえてくれば簡単にできるのかなと、確かにそのとおりですが、搜索するにはやはり私どもだけでは不十分かなと思います。ということは、当然、家の中を強制で搜索するわけですから、そういう手法もありますけれど、実際にやっている町村もございますけれども、別な機関をお願いして一緒に同行してやるといった手法を取っているみたいです。

それと、徴税吏員に課されていますので、できないことはないのですが、やはり目利きの部分もあります。やらないほうで答弁するように聞こえると困るのですが、1つ例を挙げるとテレビとかタンスだとかもあるでしょうけれども、まだ償還も終わっていない部分があります。それを調べなければならぬので、その辺の時間と手間といえますか、それはちょっと大変かなと思っています。それも手法の1つとしてあることは認識し、今後展開できるのであれば検討していきたいと思っています。

ただ、それよりも私どものほうでは、さきほどからいろいろな対策のなかで申し上げましたけれども、口座振替だとか納税相談だとか、訪問することや面談することでいろいろなものが出てきますので、そういう機会を多くしながら納税に努めていきたいと思っています。今後、検討していくというようなお答えしかできないと思います。

それと、佐藤さんがお出でになって固定資産のニュータウンのお話しさせていただきました。現実として、静観するしかないような状況にあります。現在は、東京の会社で所有権を持っています。筆数では129筆あります。箱物はポンプ室が1棟あります。それだけのものを抱えて、実質的に倒産もして、それに支援した銀行も倒産し、株式会社整理回収機構に押さえられています。これが、抵当の部分ですが、その他に本州でもいろいろな事業を展開して融資を受けて、二抵当も1番から3番まで付いています。それも回収できないで、

今のところはお聞きになっているかと思いますが、ニッシン債権回収機構で二抵当権も押さえられています。これまでも競売を6回かけており、いずれも不落札です。平成9年7月に最終的に8,200万円ほどで価格を設定し、競売をかけたら不落札です。それ以降、競売はありません。滞納整理機構でもそうですし、そういう状況なものですから、本当に指をくわえて見ていただけしかないのかなと、担当者からすると地団駄を踏む思いでございますけれども、そういう状況にあるということでご理解いただきたいと思います。それで、買う、買わないかの話については、のちほど町長からその辺のお話をさせていただければと思います。

それから、滞納整理機構の話もありましたが、確かに2,000万円の効果をあげるのに、900万円、約半分かかっているのではないかということですが、かかっている経費を職員がやればいらぬ金額を支出することがないということですが、その辺の思いはあろうかと思いますが、それなりに納税相談や徴収をしている際に、最後の手段として滞納整理機構の話をする、それで解決する事例もあります。短絡的に900万円かかったから、半分だからというのではなくて、それなりに送る際には50件ほど名簿を作成し、催促をして、最終的には滞納整理機構にいきますよということで納税相談するとそこで対応してもらえる効果もあります。2,000万円という金額が表にしか出ていませんけれども、中にはそういった効果もあるということだけは、ご理解いただきたいと思います。

それと、機構には、12件といった件数しかありませんけれども、絞ったなかで今後ともやっていきたいと担当課としたらそういう思いであります。私どもでは、なかなか調査だとか、押さえる部分だとか、できないといいますか、そういった事例をお願いしているわけです。まったくできないという話ではないのですが、向こうにやったほうが早く解決できるのかなといったことでの処理の仕方をしています。ちょっと答えになったかどうかかわかりませんが、今後とも続けていき

たいということだけは申し上げたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時54分）

（再開 午前11時10分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤卓也） 目利きのことなのですけれども、すべて差し押さえしたあとに返却すれば解決すると思いますので、特に心配する必要はないと思います。実施している市町村は、どんどん差し押さえ、あとで返していると聞いています。

それで、ニュータウンのほうですが、さきほど課長から抵当権は整理回収機構とありましたが、登記を調べましたら、差し押さえは平成10年に東京都でやっております。今後、検討するのであれば整理回収機構もありますし、そちらのほうと東京都と相談するのがいいと思います。

それと、こういった物件に強い人にどうしたら町で取得できるのかと聞いてみたのですが、任意売却ができないのであれば、再度、整理回収機構の担当者と競売をかけてもらうか、競売で落札者がいれば全部の担保権は飛ばしてもらえると聞いています。よく聞く抵当権がいっぱいあるとか、根抵当権がついているとか、そういう心配はなくなるのではないかと思います。抵当権とか差し押さえが抹消してしまえば町に移転できますので、町で買い取ることが可能になります。

ただし、町が買い取るといっても、何を使うかという目的もなければいけませんので、それも同時進行という形で考えるべきではないかと思います。今の段階では、土地を取得するのはいいチャンスだと思うのです。なぜかという、今、山の手ニュータウンに計画が全くないわけです。足元を見られる必要もありませんので、価格は安く手に入る可能性は十分あると思いますので、特別売却で購入する方法を考えていただきたいと思います。

○委員長（平野隆雄） 村田町長。

○町長（村田駿） 滞納の差し押さえの関係で佐藤委員さんからありましたけれども、決して私どもも差し押さえする前に町の人方と話をし、どういう手立てをしたなかで納税の方向へもっていくのか、それをやっているのが正直なところでございます。

そして、最初のご質問でもありましたとおり、滞納整理機構に行くのは、町としての対応の難しい案件等について今まで持って行っていただけです。ですから、そういうなかで設立した当時はかなり効果が出ました。渡島のそういう状況を見て、昨年からは檜山が入ってきましたし、全道的にも滞納整理機構ができました。

それと、940万円の4年間の負担があるということでもありましたけれども、町の職員を2年間派遣してございました。その人件費が大体1,600万円くらいになるのではないかと考えてございます。ですから、確かに福島町の負担は900万円を超えておりますけれども、町の人件費を滞納整理機構で見てもらっていることによって、600万円、700万円くらいの実質的に福島町においては財政的には大きな恩恵があったのではないかと考えてございます。

いずれにしても、滞納整理機構も各地域ごとに持ち回りで職員を派遣している関係上、なかなか福島町だけの職員の配置ということは非常に難しいのですが、今後ともやはり機構がスムーズにいくなかで私どもは、そういう対応はしていかなければいけないし、ときには総体的に町の負担と人件費、そしてまた、総体的に委託した税の回収等との兼ね合いを考えながら対応していかなければならないと思っております。

ですから、滞納整理機構で実際やっているのは、差し押さえもやっておりますし、ときにはかなり厳しい役場以上の取り立てもやっておりますので、できればまた、なんらかの機会滞納整理機構の現在の対応等について話を聞いていただければ、内容等については非常にわかるのではないかと考えてございます。

また、さきほど花田課長からありましたとおり、役場でも出稼ぎ先の会社に給与の問い合わせ等をするときには、滞納している本人がいちばん悪いのですが、出稼ぎ者が当初は職場で気まずい思いをしたというようなことも聞いてございますが、そういうことをクリアしながら勤務をしていただき、税は分納でも計画的に支払いしていただきたいというのが私どもの対応でございます。

また、国保税の関係についても、資格証明書とか議会でも何度もこの問題についてはご質問を受けているわけでございますけれども、町民の方々を苦しめるのではなく、滞納して納税の可能な方については、そういう規制を加えながら納税をしてもらいたいというのが私どもの現在の考え方でございますので、そのことについてはひとつご理解をしていただければと思っております。

また、職員の負担が非常に多いのではないかとのお話もございました。これはやはり、町の職員として税の滞納が増えたり、税収状況が悪ければ、私を先頭にして役場として、議会の皆さん、あるいは町民の皆さん方から批判を受けるわけでございます。私どもは税務課の職員だけではなくして、全職員が何とか税務課の職員の軽減を図るためにも、また、全職員が町の財政ということに対する意識をもって、みんなで対応していただきたいというのが5月以降の全職員で対応しているということです。

議会のなかでは、職員にプレッシャーではないかとかそういうご質問があったことも確かです。プレッシャーを感じている職員もいるかもしれませんが、福島町役場として滞納額を圧縮していかなければなりませんし、また、多くの町の皆様方に全職員で徴収に努めているのだという理解もしてもらわなければならないということでやっておりますので、そのことについてはご理解をしていただきたいと思います。

それと、これから様々検討はさせていただきますけれども、なかなか税というのは私自身行政の立場にあって、現時点の福島町でそれが可能かとなると、私はその辺の取り扱いについては難しさが

あると思います。

ただ、その前に町の滞納者の方々といかに話を
して、分納であろうと、どんな形であろうと税を
納めなければならないのだという意識改革をして
いくほうが大事ではないかと考えているわけです。
この資料の2ページにもありますとおり、生活困
窮から家計浪費、意識不足、事業不振、漁業不振、
借財返済などいろいろな10項目に分けたなかで
資料として出させていただいております。私ども
は、家計浪費、意識不足、こういう方々につい
ては、ときには強い態度でやっていかなければなら
ないし、また、事業不振だとかそういう方につ
いては、分納だとか検討していかなければなら
ないと思っています。

特にまた、生活困窮者等については、腹を割っ
て話しをしなければできないなかで、生保の申請
をしなければならぬ人であれば、そういうよう
な相談もしていかなければなりません。決して物
を荒立てるのではなく、そういう対応のなかで町
の人が相談できるような体制をつくりたいと思っ
ております。そのためには、さきほど言いました
とおり、保険証の制約をしたり、限定して保険証
を交付したりするわけです。

ですから、そういうなかでそれから一步進んで
そういうことのないようにするためにはどうすれ
ばいいのか、それを納税者が具体的に町と相談し
ていかなければならないと思います。私は、町自
身は町の人のおういようなことに対応するのが
行政だと思っておりますので、佐藤委員が言われ
るように、搜索の前にまだまだ町としても今言っ
た諸々のことをやっていかなければならないとい
うことで、庁舎内で担当し、全職員で徴収に努め
ているのが現状です。

それから、高台の土地の関係については、長期
信用金庫は破綻しましたけれども、そこで最終的
には、平成9年くらいに当時で5、6千万円くら
いの値段で町にきたことがございます。ただ、そ
の当時、町としては、その土地の必要性がないと
いうことで残念ながら取得しませんでした。当時、
役場のなかでは、その土地を取得して漁業後継者

なりいろいろな人方に土地を100坪ずつくれて
も固定資産税があがるのだから、将来的には相殺
できるのではないかという声もありましたけれど
も、それが残念ながらそういう方向でいかないで、
今委員言われているとおり、所有者があつて所有
者がいないような実情でございます。

さきほどの委員からのご提案、あるいはまた、
私はご進言という受け止め方をしておりますけれ
ども、今一度毎年、百数十万円ずつの固定資産税
が賦課はするけれども、それが積み重なっていく
状況にありますので、なんらかの解決方法につ
いては模索して、委員のさきほどの提案等につ
いても十分検討していかなければならないし、そう
いような対応していきたいと考えておりますので
よろしくお願い申し上げます。

○**委員長（平野隆雄）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤卓也）** 職員の負担が多くて大変と
思うのですが、しっかり話しをしてとか、強い態
度で臨むといつても、この1億6,000万円とい
うのは大きい金額なのです。これから一生懸命話
をして、1億6,000万円が半分になる自信があ
るのであればこのまま続けていただきたいと思
います。もし自身がないのであれば、搜索とか差
し押さえ、インターネット購買も検討すべきでは
ないと思います。そうしたほうが、職員も負担は少
くなりますし、滞納者も物で収めたほうが楽だ
と思うのです。資料の2ページに、意識不足が8
2件とありますので、こういった方々や家計の浪
費の方は結構物をたくさんもっています。1万円
でも2万円でも回収したほうがいいのではないか
と思います。ぜひ検討していただければと思いま
す。

それと、勉強もしなければいけないと思います。
ほとんどの町村が搜索、差し押さえというのを経
験していませんが、ほとんどの町がやって成功し
ています。ですから、福島町もそれにならつて勉
強していただければと思います。

○**委員長（平野隆雄）** 村田町長。

○**町長（村田駿）** それに近いことをやってい
ただいているというのが今の滞納機構の実情でござ

いますので、さきほど申し上げましたとおり、渡島檜山地方で滞納整理機構についても、ぜひ機会がありましたら状況等について把握していただきたいと思います。

それと、町の職員を2年間そちらのほうに出向して、差し押さえなりいろいろなことをやっておりますから、町としての難しい事案等についての滞納整理機構について入っているということが1つあります。今ご質問のなかにありましたとおり、意識不足の人が確かに多いです。そういうなかでまた、委員言われるように物品なり、そういうようなことでときには私どもも相談にのれるか、これからは十分検討していきたいと思っております。

ただ、いずれにしても、道内確かに何町かは搜索ということであるかもしれませんが、その難しさが道内各地域に滞納整理機構というのが組織されているという実情もご理解いただければと思います。答弁になっているかどうかわかりませんが、私のご答弁に代えさせていただきます。

○委員長（平野隆雄） 滝川委員、

○委員（滝川明子） 町の自主財源をどうするかという重要なお仕事でありながら、苦勞もあり、精神的にも相当プレッシャーの受ける仕事をしていらっしゃる税務課の方たちに敬意を表したいと思えます。私は、口座振替していないので、振替えの世帯率をどう上げるかということのなかで、すぐにでも口座振替しようと考えました。申し訳ありませんでした。

それで、滞納者の家に一生懸命納税相談をしていらっしゃるということが滞納事由別分類表に表れていると思うのです。本当に細かく相談活動をしておりませんと、こういった事由の数値金額まで出てこないだろうと思うところです。

それで、私は町道民税の場合、生活困窮が1にくるのかなというくらいに極端に考えていたのですが、意識不足が1位で家計浪費が2位です。トータルしても事業不振が1位ですけれども、次に借財返済や意識不足、浪費となっていることに思いを深めたところなのです。

納税組合の補助金の議論をいたしましたときに、納税意識が相当浸透しただろうということで補助金が今はないという状況になりました。でも、果たしてそれでよかったのかなという思いがいたしました。例えば、トータル的に直接ではないけれども、給食費などは管内でも目立つくらい給付率がいいですよ。これは、母の会、PTAで集めていて、みんなで納めましょうという良い意味での社会的な強制力が働いていることだと私は思っておりますので、そういったことを含めながら意識不足ということを解消しなければいけないだろうと思うのですがいかがでしょうか。

それから、家計浪費、借財返済は悪質滞納者のなかに入ると思いますが、前にもお話しさせていただいたように、法律的な相談は限界があるかと思うのです。役場の方が行って相談にのるにしても法律家、弁護士、法律事務所などの力や能力を大いに活かさなければ解決できないだろうと思うのです。

例えば、自己破産をいたしましても、税金については踏み倒すということにはならないものですから、積極的に法律家との連携や体制などもとって借財返済についての力になって、この問題を解決する方向はいかがかと思うのです。ご存知かと思いますが、法テラスの活動などが今大変新聞などで紹介されて謙虚になっておりますから、ここの近くでしたら江差や函館にもできたということがあります。

それと、函館弁護士会が借財返済については、最近とくにグレーゾーンの解決方向というのが借金に苦しむ人たちを助ける方向を示しておりますので、他の自治体でも法律相談日というのを決めて、ここでも行政相談とかをしていると思うのですが、きちんと弁護士さんと呼んで法律的な相談をするということをしているところもあるのです。私の知っているところでは、旧上磯町、今北斗市はどうなっているのかわかりませんが、ぜひそういったことを具体的にやる必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

そして、相談をしながら大変ご苦勞なさってい

らっしゃる成果もを見せていただいていると思っておりますが、滞納のなかでも国保税は抜きん出て多額ですし、人も多いです。どこの世帯でも最初から滞納しているのもなかにはあるかもしれませんが、やはり家計のうえでピンチの機会というのがあるのです。

例えば、政府管掌の保険から国民健康保険に移る時点で、大抵仕事を辞めたとか失業したとか事業所を辞めたときにおきるケースだと思うのですが、国保税の課税対象というのは過年度、1年前の納税対象課税額を計算しますと積算対象になると思うのですが、そういう意味で仕事がなくなって、あるいは病気になった途端、極端に収入が減ったケースの相談も応じていらっしゃると思います。それが、どのくらいできているのかということなども知りたいと思います。

特に、病気で働けなくなって仕事を辞めて国民健康保険に移ったという人たちの経済的な状況というのは、まさしく医療費も含めて大変になっているので、国民健康保険で医療費が減免できる制度というのがどの程度実際に活かされているのか知りたいと思っております。

それから、資格証明書ですけれども、短期証明書の交付をせざるを得ない状況というのは理解できます。資格証明書は7世帯で、悪質滞納者のみにしているとお伺いしておりました。確かにそうなのだろうと思うのですが、具体的には意識不足だったり、浪費だったりという状況なのでしょうか。この7世帯の内容についてももう少し知らせていただきたいと思っております。

それから、悪質な納税者は所帯主なのです。ですが、世帯なわけですから病院にかからなければ生死に関わるような重病人をかかえているとか、高齢者であるとか、あるいは乳児も含めた子どもだとかいう世帯に対しては資格証明書を世帯主、滞納義務者が払わないからとは言え、一律的に資格証明書を出していないのではないかと考えているのですが、その辺も含めてお願いします。

○委員長（平野隆雄） 花田財務課長。

○財務課長（花田春夫） 幅広い内容ですが、答

えられるものから答弁いたします。

今の国保の資格証明書、あるいは短期被保険者証の関係ですけれども、ここに掲示していますように、短期が32、資格が7ということで特に資格証明の部分で言及されておりましたけれども、ご心配されているようなケースはございません。ということは、世帯単位でどういう世帯構成で、病気にかかっているのかかかっていないのか、その辺も納税相談のときには受けますので、そういった方々を資格証明云々という話にはなりません。ですから、悪質滞納者ということで捉えていただければと思います。

それと、出稼ぎから仕事がなくなって国保に入ってきて前年の所得が課税対象ということでのお話での軽減措置というお話ですが、個々にそれぞれ所得の度合いもあるでしょうけれども、それは軽減措置とすれば前の所得で照らし合わせて人数を合わせて減免方法は7割、5割、2割とご存知かと思いますが、その軽減措置はありますが減免措置はございません。

それで、その際にはこちらで呼びかけているのは、さきほども申し上げましたように、分納してくださいとか、例えば、今年働きがなくて病気がちでということはケースバイケースにもよるでしょうけれども、相談には応じています。制約なんかでさきほど申し上げましたように、2年、3年のスパンでやっているというのもそういう類の部分になるかと思っております。2年も3年も続く場合は、さきほど町長がお話したように生活困窮であれば別な道もあるわけですから、そういった相談もケースワーカー的存在ではありませんけれども、個々に相談に応じているということだけ申し上げたいと思います。

それと、納税相談の類になるかと思うのですが、弁護士等で法律相談の設定をしてやることは福島として取り上げるのかというお話ですけれども、今のところ現課としては考えておりません。ただ、グレーゾーンの利息の話はよく聞きます。実は相談を受けているのだというお話もありますけれども、そういった場合は情報もある程度限定

されますので、税のほうを通してなかなか我々までくるとい話はありません。

ただ、話は聞いています。納税相談のときも、借財のなかにローンだとか、いわゆるサラ金といったケースは受けますけれども、実質的にどうしてくださというようにこと、何社から借りてどのくらいの借財があるということは言えませんが、ただ、そういう借財はあるということだけは相談のなかで聞いております。今後の取り組みとして必要な部分もでてくるかと思いますが、なかなか難しい事例は多いかと思っておりますので、検討させていただければと思います。

それから、意識不足の解消の手立てとして何かいい方法がないか、これは委員さんがおっしゃる以前に、私どもも本人がどこに住んでも国民である以上、税金はついていくわけですから、長いスパンで、生きているあいだは税金がかかります。差し押さえ云々という話もありましたけれども、それは手法として加えていく必要があるのでしょうか、基本的には意識の改革だと思うのです。

ですから、納税相談のなかではずいぶんとケースワーカー的な相談を逐次させていただいていますが、なかなか実行的には難しいと思えます。ひどいケースは本当に欠落して、人間としてどうなのかというところまで言及するような方もおりますので、なかなか難しさはありますが、これは永久的なテーマですから、相談のなかで根気強くやっていきたいと思っています。今のところそれしかお答えはできないと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○**委員長（平野隆雄）** 村田町長。

○**町長（村田駿）** 事業所とかは別にして、個人が滞納している、例えば、親が納税の意欲のない人でしたらその子どもはほとんどつながっていきます。

それから、例えば友達で滞納する人がいると特にそのグループといいますか、友達関係の人も滞納傾向にございます。私どもにすると、さきほどありました搜索だとか、差し押さえだとかそうい

ういろいろな行動のなかでも、1つのこれからの新たな取り組みとして必要になってくることだと思います。これが水道料から住宅料、ときには給食費、保育料、そういうものまで全部個々の名簿をあげてやっていると、そういうつながりが非常に多い方で7割以上を占めるようになってきてございます。その対応について、ある自治体では前に議論したときにおいて名前を公表したらどうかということまで議論された自治体もございます。これは非常に問題の多いところでございますけれども、敬老会のときに毎年番付をつけると同じように、名前は載せないで、ときには番付も必要なのかなという思いも私自信はもっております。

いずれにしても、町の方々に感情的になって納税の意欲が全くなくなるとマイナスなものですから、どういう手法のなかで納税に目を向けてもらうかということが非常に難しさがあるということも事実でございますが、今のままでは決していいとは思っていません。町民の方々に名前を知らせるのはなく、何らかの措置を知らせる方法も、滞納額の縮減に向けたなかでの必要な1つの手段だと思います。今、税の教育のなかで子ども達にいろいろな作文だとか、函館税務署から来ていただいて、学校の先生方に集まっていたいただいて納税、税に対する教育勉強会もやっているわけですが、現実的にはつながりのなかでの滞納をしている人が多く、これが俗に言う意識不足、あるいはまた、家計浪費だとかそういうことと付け合せていくと出てきます。そうすると、今までと一歩違った対策を講じなければならないという思いはしてございます。

また、役場で年金の問題が出てから社会保険庁から来ていただいて、年金相談をずっとやっていますが、多いときは何十人も来ます。年金を今もらっていない人でも自分の年金のことで来ます。委員が言われたとおり、滞納ということ大きな名目のなかでの法律相談となかなか来る人も来づらいでしょうけれども、税だとかそういう諸々の家庭の経営なりという表現がいいのか別にしても、ときには個々に消費者金

融だとかを抱えている人方が、なかには言えない人もいると思います。税のほうが気になっている人もいると思いますので、なにかしらそういうような第3者が腹を割って相談できるようなことも必要だという思いはしております。まずもって、今日は委員の皆様方には滞納事由について分析したものを資料として出させていただいておりますので、特に家計浪費、意識不足、借財返済が非常に多いわけでございまして、これらについて多少でも率が下がっていきけるような対応はしていかなければいけないと思います。

ただ、生活困窮についても、困るのであれば役場に相談してくれるのがいちばんいいのですが、そういうことも合わせて、町民の方々に役場はいじめるところではなくて、相談にのるところなのだという意識もこれからはもってもらえるように努めていかなければならないと思いますので、今まで以上にそういうことで臨んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平野隆雄） 滝川委員。

○委員（滝川明子） 法律相談については定期的に行政相談のようにすぐにでもやるということにしても、なかなか相談に来るということに勇気がいるかもしれません。さきほど町長がおっしゃったように法律家も呼んで、借金のことについてだとかそういった問題について講演といったようなことをやっていただければ聞いたなかでそういう道があるのだかと思えると思うのです。

借金をなくするというのも、自己破産だけではなくて、債務整理の仕方だとかいろいろあるわけですし、そういう専門家のお話を私たちも含めて町民の方が聞く機会をもていただければと思っております。どちらにしても、前も検討してくださいということでしたので、今の時期急いで取り組んでいただけないものかなと思います。

子ども達の作文とか標語とか、そういったことにも以前よりは今は健康標語だとかに力が入っているということもあるのですが、幼いうちから納税教育というのは大事だと思います。その取り組み強化も今までやっていたことも含めて強めてい

ったらいかがでしょうか。

それから、本年度は5月から徴収体制ということでがんばっていらっしゃるようですけども、その成果というのは数字上でなかなか出てこない大変なお仕事だということを理解しながら、これは例ですけれども、何年か前に三戸町に視察に行きましたときに、三戸の町長がどんな有名人であっても、有名人だからこそ町長自身が督促が必要な場合は納税相談に伺うのだというお話などしておりました。町長もいらっしゃっているのかもしれませんが、大変ご苦勞できついお仕事だと思いますけれども、さらなる奮闘を期待したいと思います。

○委員長（平野隆雄） 財務課長。

○財務課長（花田春夫） 租税教室の関係は広報等でも出させていただいておりますので目に止まっているかと思うのですが、作文だとか図画だとか、そういったものも小中高生合わせて実施して、うちは1回ですが、道税、国税含めて年に何回かあります。

それと、租税教室ということで、小学生を対象に、福島町の場合、吉岡、福島ありますけれども、私どもが講師になって教室を開いております。その効果はなかなか出てこないというのか、先のことですから、税金を納めるときになるとまだ時間はありますので、そういう効果は出てくるのかなと思っております。

それと、推進本部というのを設けておまして、さきほど町長が触れておりましたけれども、学校の先生方、関係機関を集めてどういった方法でやったらいいかということでも議論をさせていただいて、それが租税教育なり今の作文コンクールだとかそういったものに波及しております。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時54分)

(再開 午後 1時00分)

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

杉村議員。

○**委員外議員（杉村志朗）** 滞納税の収納対策についてでございますけれども、これ以外にいろいろな部分で滞納税あると思いますけれども、もし差しつかえなかったら現在の滞納税を部門ごとに教えていただきたいと思います。

○**委員長（平野隆雄）** 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時01分)

(再開 午後 1時03分)

○**委員長（平野隆雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

財務課長。

○**財務課長（花田春夫）** 去年の資料で申し訳ないのですが、去年の決算が終わって10月の段階で町税等の収納対策本部会議を開いたときの資料になります。住宅料、保育料、介護料、水道料、奨学資金の類いで去年の段階での資料ですけれども、住宅料が25件で755万1,000円。保育料が26件で57万1,000円。介護保険料が4件で85万3,000円。水道料については、今はないのですが、その時点では22件ございまして4万1,000円。奨学資金が11件で205万9,000円になります。1,000円単位は端数を切りましたけれども、10月11日の資料ですので、それ以降は入っていると思いますので、そのときは決算のなかで出てくると思いますので、そのときにまた詳しく説明申し上げますけれども、状況としてはそういうことです。

○**委員長（平野隆雄）** 杉村議員。

○**委員外議員（杉村志朗）** 的をはずした質問で大変申し訳ありません。どうもありがとうございました。

○**委員長（平野隆雄）** ほかにありませんか。

(「なし」という声あり)

○**委員長（平野隆雄）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員の方は退席をお願いします。どうもご苦

労様でした。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時04分)

(再開 午後 1時05分)

○**委員長（平野隆雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

冒頭の調査方法で説明したように、次に、問題点やその対応策などを委員間で意見交換（討議）を行います。

滝川委員。

○**委員（滝川明子）** 佐藤卓也委員が搜索、差し押さえを積極的に、具体的には何度も何度もお尋ねして、納税相談をするという苦労をするよりも、一発で搜索、差し押さえをしたほうがいいのではないかというお話をしました。滞納整理機構を立ち上げるときも私は反対したのですけれども、税を納めていただくということで役場職員さん、税務課の方たちが納税相談をきめ細かくすることで収納税も上がるでしょうし、町民の苦しみも解決するような方向で相談にのってあげられるのではないかということはずっと言い続けて努力を続けていると判断するのです。

滞納整理機構は、実際に起動しておりますし、一定の成果をあげていると思います。悪質な滞納者に対して整理機構の搜索、差し押さえがされてということだと思っております。ですから、一発で搜索、差し押さえというのは、あまりにも乱暴で、そういったことでは町の人たちに受け入れられないのではないかと思います。

○**委員長（平野隆雄）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤卓也）** 一発というのは、おそらく滞納しているから即搜索、差し押さえということはずまいと思うのです。今までずっと滞納されてきているので、その延長上に搜索、差し押さえがあるのは当たり前だと思います。私が言った一発というのは、これからも一生懸命職員の方が夜間も、それも全職員が臨戸徴収するということろまでやるとすれば、搜索、差し押さえのほうが

メリットはあると思うのです。負担も少なくなりますし、払う滞納者の方もお金はないけれども物はあると思います。CDラジカセ、CD、記念硬貨でも切手でも構いません。そういったものでも物納みたいな形でしたほうが両者にとってメリットがあるのではないかと思います。その意味で搜索、差し押さえというのがいいのではないかと提案したのです。

それで、搜索というのは礼状みたいなもので、その家にあがりこむのです。今まで抵抗があって、どの役場職員もなかなかそれができません。ただ、そのように言っている場合ではないので、どの町も滞納で火の車状態なので、そういったことであれば、福島町の役場は搜索、差し押さえをしますよというアピールを町民に対してすべきだと思います。福島町は滞納に対しては厳しいのだという姿勢が大事だと思うのです。そういった強い姿勢をみせることで滞納している人が自主的に支払うといったケースは多々聞いていますので、そういう意味で搜索、差し押さえという1つの方法を提案したといった次第でございます。

○委員長(平野隆雄) 滝川委員。

○委員(滝川明子) わかりますけれども、搜索、差し押さえというのは、権力機関、つまり警察と一緒にいくとか、そういうことでなければ家の中にも入れてもらえないという悪質な滞納者には滞納できないと思うのです。物で払えるものならそのほうが喜ぶのではないかとというのは果たしてどうでしょうか。警察と一緒に搜索で家の中に入り込まれ、実際には見たことはありませんけれども、テレビなんかで見れば紙を貼ったりしていますよね。そういったことで滞納者が喜んで対応するとは全く考えられません。

○委員長(平野隆雄) 杉村委員。

○委員外議員(杉村志朗) 私も、佐藤委員のお話を聞いて、今みたいにもう少し噛み砕いた話で言っていれば町長の答弁でも誤解を受けなかったと思いますし、まして、佐藤委員さんが言っている意見というのは、確かに最近の自治体で見られる大きい都市の話であって、オークションをして

それを売買させたりなどしますけれども、うちみたいな小さな町村ではなかなかその行為をとること自体が非常に面倒くさく、問題があるのではないかと思います。ですから私は、町長の言った答弁が妥当な考えだと思って聞いておりました。

○委員長(平野隆雄) 佐藤委員。

○委員(佐藤卓也) 都会ではなくて、発生は北海道の田舎のほうです。それも、財政に火の車の状態の歌志内とか、夕張のような福島と同じようなところから搜索、差し押さえというのはスタートしています。ですから、福島町も同じ環境です。でもやってもおかしくはないはずなのです。

ただ、職員との意識があるかないかの違いだけで、強く徴収しようという気持ちがあれば可能だと思っています。物納は、悪くはないと思うのです。今までは物をもってきても売る手段がありませんでした。さきほど説明員からありましたけれども、スタンプ組合のスタンプを持って来られても困ると言っていました。あれを換金してしまえばいいわけであって、それを換金する手段がなかった。でも今の時代はオークションという手段があって、官公庁オークションというのがありますので、それさえ使えば物さえもって来てくれれば1万円でも2万円でも換金できるということで、手段としては考えるべきだと思います。

○委員長(平野隆雄) 杉村委員。

○委員外議員(杉村志朗) 確かに4万人もいる北海道の1番小さい市だと思うし、その3,000人、5,000人くらいの規模では抵抗があると思うのです。ただ、税の徴収の方法ですからそういう方法もあっていいとは思いますが。

○委員長(平野隆雄) ほかにありませんか。

加藤委員。

○委員(加藤雅行) ここはそういう議論をする場ではないと思います。委員会意見としてどのようにするかをまとめあげる場です。これは、佐藤卓也委員の1つの意見であって、その意見を取り上げて委員会意見のなかに入れるというものです。その中身をくぐらしてどうするこうするとい

うのはみんな個人でもっているものなので、ここであまり時間を取らないで委員会意見として、町でやっているやり方は、今までは特別班がやっていて、今後は職員全員が一緒になって税の徴収にあたるか、そういう形のなかでまた次の段階に向けてのステップをしていくのですから、私は今町がやっているものを見守っていきたいと思っていますので何も質問しないのです。決して、今ここで新しいものを入れたからといってどうこうする問題ではないと私は思っています。

ですから、例えば督促にしても、やり方によってはいろいろなやり方があると思いますけれども、現時点においては町で行っている滞納に対する徴収の仕方を見ていって、滞納整理機構もそれなりに効果を表しているときもありますので、そういうところは見ていきたいと思っております。ですから、佐藤委員の意見がいいとか悪いとかは、次の時点でまたこの考え方、それから、徴収の仕方に関しては違うやり方もあると思っておりますし、私にも考え方はあります。それはまた、次の機会に私の意見として言いたいと思っております。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時16分）

（再開 午後 1時20分）

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

滝川委員。

○委員（滝川明子） 私が、佐藤卓也委員に搜索、差し押さえをすぐにでもするようにと言ったと不十分な受け止め方をして聞いたわけです。説明のなかで、決してそうではなくて、いろいろ手立てをしたけれどもなおかつ悪質だという滞納者に対しては、1億6,000万円も滞納しているこの現状を解決するために職員の意識を強くもって、搜索、差し押さえという方法も検討してほしいという意見を理解しましたので賛成です。

○委員長（平野隆雄） ほかにありますか。

溝部委員。

○委員（溝部幸基） まず、今の部分ですが、私もさきほど佐藤委員が発言した際には、今佐藤委員が詳しく話した経過だろうと思いました。特に、今回税務課でも滞納事由別分類表というのを出して来てまして、そのうちで今問題になっております②家計浪費、③意識不足をあわせると24パーセント、約4分の1くらいになるわけです。

また、もう1ついろいろな事業不振含めたものがあるとしても、この方たちだけが厳しいのかなということを考えますとそうではなくて、厳しいながらも納税の義務ということも含めてなによりも優先して払わなければならないということですが、納税している真面目な納税者も多いのだと思うのです。そういった状況のなかで確かに町も従来からいろんな工夫をしながら何とかがんばってきているというのは、それはそれで評価して結構なのですが、ここに至った段階で次の展開でどうしたらいいかという部分のなかで、私は搜索というのもありえていいと思っております。

ですから、もちろん滞納整理機構の部分のなかではすでにそういう方向の件数もあるということですから、そういう対応も視野に入れながらやってもいいと思っております。最初からそこにすぐいくなんていう話ではなくて、いろいろやった結果において次の段階としてはこういうことも念頭に入れながら注意深くしながらやっていくということなのだと思います。

それと、そのほかの部分ですが、今回19年度の決算が出て、国保税を除いた部分の税金が4億686万2,000円という計算なのです。これは、自立プランの数値とみても予測以上に減額の状況になってきているのです。これは、たぶん20年度も背景的なものとしてはいい方向にはなっていないのです。逆に、油の問題含めて悪い方向になるのだということになれば、またさらに減っていくという状況があるわけですから、自立プランそのものについて、自主財源の部分の見直しを町でもきちんと厳しく対応してほしいと思っております。

それと、整理機構の関係ですが、予想どおり年々回収状況が悪くなっています。19年で13.46

パーセントということで、負担を下回る形になっているのです。課長の説明では、20年度の部分は大口の対応ができたので、何とかそこはクリアするというのですが、それと、町長の説明でも、人件費2年間という部分をトータルするとそれなりに経費の節減になっているのだということです。整理機構の部分の話が初めてでた段階で、やはり各町村では対応できない徴収技術の部分、今言った搜索も入ると思います。そこに職員を町から派遣して、そこで得た経験を各町村がそれを踏まえて徴収に臨むのだということも話したのです。せっかく、2年間経験をしてきて、その前線に立ってやってきたのだと思いますので、その技術等を有効に活用しない手立てはないのだと思いますので、そういった部分も活用しながら、私は町の徴収体制の整備に努めてほしいということをお願いしたいと思います。

それから、滝川委員からも出ていたのですが、納税相談の段階の部分で、特に借財返済の事由の部分が14.5パーセントもあるわけです。特に、サラ金の被害者といいますか、そこで借金をしている人方の事例をいろいろ聞いたりすることが多いのですが、なかなかその実態を示さないというのが1つのネックになっているのです。ですから、納税相談のなかで税務課のほうが対応して事由を区分したのだと思うのですけれども、私は実態とすればもっとひどい状況、今の借財の返済に苦しんでいる状況がバックボーンとして絶対あるのだと思うのです。それは、上のほうの事業不振、漁業不振という部分にもつながって、手立てがなくてそこから借入れする実態が多くあるわけですから、そういった部分では、徴収率をあげる部分につながるためにも手立てをするということを私は町全体としても考えていかなければならないと思います。

私も、知り合いの方の対応で、弁護士の対応含めて法テラスの方と話をしたこともあるのですが、結構そういう事例で払わなくてもいい利息を過払いして、結果的にはそれが戻ってきて、そして返済が長期間にわたって対応できるみたいなのです。

そして、そのことによって生活の態度も変わってきちんとできるようになったという事例も多いと聞きますので、そういったものも加味して税務課だけではなくて、さきほどの杉村議員の話にもあるように、いろんな部分にここが影響しているわけですから、全体をカバーする形のなかでそういうことに対応するような町の取り組みもすべきであると思います。

○委員長（平野隆雄） 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時31分)

(再開 午後 1時35分)

○委員長（平野隆雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、調査事件1に関する本委員会意見の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（平野隆雄） ご異議なしと認め、調査事件1に関する意見の取りまとめ及びその調整は委員長に一任されました。

以上で、調査事件1を終了いたします。

次に、2.意見書の提出についてでございます。

2009年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担金制度の堅持と負担率2分の1復元（国庫負担の増額）等教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

坂口総括主査。

○議会議務局総括主査（坂口稔） 本意見書につきましては、去る8月19日、北海道福島地区連合の堀会長属する団体の吉岡小学校高木先生が持ってきたものでございます。

この件に関しまして、2007年度第3回定例会9月25日に可決している内容と全く同じ内容でございます。引き続き、2008年と2009

年にわたって予算の拡充を求める意見書という内容でございますので朗読については省略させていただきます。以上のことで提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**委員長（平野隆雄）** 内容の説明が終わりましたので、意見交換を行います。

お諮りいたします。

本意見書を提出することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○**委員長（平野隆雄）** 起立多数です。したがって本意見書の提出は可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時39分)

(再開 午後 2時38分)

○**委員長（平野隆雄）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、9月会議後の閉会中の所管事務調査事件は、1. 所管関係施設・事業等の町内視察について。2. 第4次福島町総合開発計画前期実施計画(平成20年度ローリング)の状況について。3. その他所管に関する事項についてとし、平成20年第1回定例会9月議会に閉会中の所管事務調査事件として申し出をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**委員長（平野隆雄）** ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で9月会議の閉会中の所管調査事務調査事件として申し出をすることに決定いたしました。

次に、その他について何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**委員長（平野隆雄）** 以上で、本日の案件の調査は終了いたしましたので、総務教育常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

福島町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

総務教育常任委員会委員長